

未来の横浜を表すロゴマーク使用取扱要綱

制 定 平成 22 年 6 月 2 日

最近改正 令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、未来の横浜を表すロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(ロゴマークの使用目的)

第 2 条 ロゴマークは、横浜市民の横浜への愛着や誇りを高めるとともに、横浜のイメージを市の内外に発信するために使用する。

(使用できる者)

第 3 条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 横浜市の評点を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を横浜市が支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれがあるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、その使用が前条に定める使用目的に鑑みて不相当であると横浜市長（以下「市長」という。）が認めるとき。

(使用手続)

第 4 条 ロゴマークを使用する者は、あらかじめロゴマーク使用承認申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添付して市長に提出し、ロゴマークの使用を開始する前までに承認を受けていなければならない。

- 2 前項の申請を承認したときは、市長は、ロゴマーク使用承認書（様式第 2 号）を申請者に交付する。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号にあたる場合は、所定の書式により第 7 条に定める所管課に使用目的、使用形態、製作数、使用期間及び連絡先を 3 日前までに申し出ることによってロゴマークの使用ができる。
 - (1) 横浜市がその業務の目的において使用する場合
 - (2) 横浜市が共催又は後援する行事について、その共催又は後援を示す目的において使用する場合

- (3) その他申し出ることを必要としないと市長が認めた場合
(使用上の遵守事項)

第5条 ロゴマークを使用する者は、使用するデザインについて未来の横浜を表すロゴマーク使用ガイドラインを遵守するものとする。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

2 前条の規定に基づき使用承認を受けてロゴマークを使用する者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 使用開始に先立ち完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (3) ロゴマークを商品に使用する場合は、年度ごとに「ロゴマーク使用商品等販売状況報告書」(様式第3号)を作成し、当該期間の翌月末日までに市長に提出すること。

(使用の取消)

第6条 ロゴマークの使用承認を受けた者が、第5条に定める事項を遵守しなかったときその他この要綱に違反したときは、市長は、その承認を取り消すことができる。この場合において、当該使用承認を受けた者に損害が生じても、市長は、その責めを負わない。

(所管)

第7条 当要綱に関する事務は、政策経営局広報戦略・プロモーション課が所管する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月2日より施行する。

この要綱は、平成23年3月4日から施行する。

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

この要綱は、平成24年3月23日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

この要綱は、令和3年2月2日から施行する。

この要綱は、令和4年4月22日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。